

# 身体拘束の適正化のための指針

## 1. 紀宝町社会福祉協議会における考え方

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。紀宝町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に選択することなく、職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識を持ったうえで、身体拘束をしない支援の実施に努める。

また、サービスの提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

## 2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束適正化委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行います。又、身体拘束を行った場合には、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限身体拘束となるよう努める。

**【切迫性】利用者本人または他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること**

**【非代替性】身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと**

**【一時性】身体拘束による行動制限が一時的なものであること**

身体拘束に該当する具体的な行為

（虐待防止の手引き 厚生労働省作成より抜粋）

- (1) 車椅子やベッド等に縛り付ける
- (2) 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- (3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (6) 自分の意志で開けることができない居室等に隔離する

## 3. 身体拘束適正化のための具体的な取り組み

### ① 身体拘束適正化検討委員会の設置

利用者への身体拘束等の廃止、必要最低限の実施のため、身体拘束適正化検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

委員会の構成は、本会職員（6名）、又は利用者本人及び家族（2名）、委員長が指名す

る者（3名以内）とする。

委員会は少なくとも6ヶ月に1回開催することとし、検討事項としては、主に下記のとおりとする。

（1）身体拘束等の実施状況に関すること

\*現に身体拘束を行う必要性がある利用者、今後身体拘束を行う必要がある利用者ごとに検討する。

- ・3要件の確認をする。

- ・身体拘束に関する職員間での意識啓発をする。

\*本会、各事業所内での身体拘束の有無にかかわらず必ず実施する。

（2）職員研修に関すること

（3）その他身体拘束に関すること

また、委員会での検討内容の記録様式を定め、委員会の結果について全職員に周知する。

② 身体拘束適正化に関する職員研修の実施

身体拘束のための職員研修を年に1回以上実施します。

研修内容は、利用者支援に係る全職員に対し、利用者の権利擁護及び身体拘束の廃止の為、利用者ごとの特性を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束が発生するリスクを検討し、そのリスクを除くための職員理解を深めるものとする。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、復命書を作成し保存します。

#### 4. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には身体拘束の実施の状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子など）を記録し、身体拘束適正化検討委員会で身体拘束の適正化に向けた確認（3要件の具体的な再検討など）を行うこととする。

#### 5. 身体拘束発生時の基本方針

本人または他の利用者の生命・身体・権利を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体の拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもとに行うこととする。

（1）3要件の確認

切迫性・非代替性・一時性を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援方法として身体拘束を選択することはあり得ない。

（2）身体拘束の取り扱い

緊急やむを得ず身体拘束を行う判断は、必ず担当職員個人の判断で行わず、責任者（各事業所長、事業所長補佐）の判断のもとで行うこととする。

また、身体拘束を行った場合は、必ず委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行うこととする。

（3）身体拘束の内容の記録

身体拘束を行った場合にはその態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な回帰の事項を記載する。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所・行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯
- ・記録すべき心身の状況
- ・拘束の開始及び解除の予定

## 6. 利用者家族に対する本指針の閲覧

本指針は、本会各事業所で保管し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者本人や家族等が閲覧できるように各事業所内の掲示や本会ホームページに掲載する。

令和5年3月23日作成

社会福祉法人  
紀宝町社会福祉協議会  
会長 木下 起査央